

(一社) 長野県食品工業協会会長 殿

厚生労働省長野労働局長
(公 印 省 略)

長野県における第 14 次労働災害防止推進計画の策定について (協力依頼)

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、先般、労働安全衛生法第 6 条に基づき、厚生労働大臣が 2023 年 4 月から 2028 年 3 月までの 5 年間を計画期間とする「第 14 次労働災害防止推進計画」(以下「厚生労働省計画」といいます。)を策定しました。

長野労働局では、これを踏まえ、「長野県における労働災害防止推進計画」(以下「長野労働局計画」といいます。)を策定したところです(概要:別添)。

同計画では、労働災害防止等のために事業者等が取り組むべき事項並びに長野労働局及び管下各労働基準監督署が取り組むべき事項等を定めております。

本計画の推進に御協力を賜りますとともに、下記ホームページに、同封の概要のほか、計画本文やリーフレット等の関係資料を順次掲載していきますので、厚生労働省計画及び長野労働局計画の内容について関係者への周知方お願い申し上げます。

記

1 労働災害防止推進計画 | 長野労働局

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_ei_sei/hourei_seido/anzen/_113596.html



2 労働災害防止計画について | 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>



長野県における第14次労働災害防止推進計画の概要

- 戦後の高度成長期に産業災害や職業性疾病が急増。長期にわたる労働災害防止推進の結果、県内の安全衛生の水準は大幅に改善。
- しかしながら、今なお、労働災害により毎年多くの尊い命が失われ、休業4日以上での死傷者数は中期的に増加傾向となっているほか、石綿によるがん等の選発性の重篤な健康障害や過労死等も発生。
- こうした状況を重く受け止め、1日も早く労働による死亡者を、悲しみをゼロにし、働く一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、「長野県における第14次労働災害防止推進計画」を策定。

【計画が目指す社会】一人の被災者も出さないという基本理念の下、事業者や労働者に限らず、様々な関係者が安全衛生の重要性を認識し、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、誰もが安全で健康に働くことができる社会の実現を目指す。

【計画期間】2023年度から2027年度までの5か年

【計画の評価等】アウトプット指標及びアウトカム指標を定め、計画の実施状況を確認・評価する。

重点事項ごとの具体的取組

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備
イ 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知
ウ 労働安全衛生におけるDXの推進

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒災害対策、介護作業等のノーリフトケア、冬季災害対策 等

3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた措置

4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

外国人労働者に対する母国語等による安全衛生教育の実施 等

5 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送業対策（運送業者及び荷主・配送先等による荷役作業安全対策ガイドラインに基づく措置（特に5大災害防止））
イ 建設業対策（労使による基本的な安全措置の徹底、リスクアセスメントに基づく措置）

ウ 製造業対策（労使による動力機械の災害防止3原則の徹底、リスクアセスメントに基づく措置）
エ 林業対策（伐木等作業の安全ガイドライン、長野局伐木作業チェックリスト）
オ その他の業種対策（飲食店、旅館業、スキー場、農業、ビルメンテナンス業等）

6 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）
イ 過重労働対策
ウ 産業保健活動の推進（長野産業保健総合支援センター活用）

7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質対策（化学物質リスクアセスメントに基づく措置）
イ 石綿、粉じん対策（石綿事前調査における把握漏れ防止）
ウ 熱中症、騒音対策
エ 電離放射線対策